

さいたま市告示第611号

さいたま市市営住宅条例（平成13年さいたま市条例第267号）第4条第1項に規定する市営住宅入居者募集を次のとおり実施するので、同条第2項第3号の規定により告示する。

令和8年4月1日

さいたま市長 清水 勇 人

1 募集住宅

別紙のとおり

2 入居資格

(1) 申込みできる方は、以下のすべての要件を満たしている必要があります。

ア 現に同居し、又は同居しようとする3親等以内の親族（事実上婚姻関係にある方及び婚約者を含む。）又は児童福祉法上の規定により里親に委託されている児童若しくはさいたま市パートナーシップ宣誓制度においてパートナーシップ宣誓を行ったパートナーシップ関係の相手方（以下「親族等」という。）があること（単身住宅を除く）

イ 市内に住所又は勤務場所を有していること

ウ 地方税に滞納がないこと

エ 申込者又は同居親族等が暴力団員でないこと

オ 現に住宅に困窮していることが明らかなこと

カ 世帯全員の収入の総額が条例で定める基準内であること

3 申込み方法

(1) 募集案内の配布場所

ア 市役所住宅政策課

イ 各区役所くらし応援室

ウ 各支所

エ 各市民の窓口

オ 岩槻南部・北部公民館

カ 埼玉県住宅供給公社（市町村営住宅課、大宮支所、岩槻支所、住まい相談プラザ）

(2) 申込期間 令和8年4月1日（水）から令和8年4月21日（火）

(3) 申込先 埼玉県住宅供給公社市町村営住宅課

(4) 申込方法 郵送又は電子申請届出サービス（https://apply.e-tumo.jp/city-saitama-u/offer/offerList_detail?tempSeq=89514）

4 選考方法の概要

公開抽選による 抽選日：令和8年5月14日（木）

5 入居時期

令和8年7月21日（火）以降

6 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所建設局建築行政部住宅政策課住宅整備係

(2) 電話 048 (829) 1521
FAX 048 (829) 1982